

岡山大学とニューヨーク州立大学ストーニー ブルック校との
協力協定における学生交流に関する附属文書

岡山大学及びニューヨーク州立大学ストーニー ブルック校の両大学関係者によって署名された協力協定の第2節に基づき、学生交流の奨励と促進を図るためその実施方法について、次のとおり定める。

1. 学生交流は、秋学期、春学期又は1学年度の期間において行うものとする
2. 双方の大学が受け入れる交換留学生の数は、各年度3名以内とする。両大学は、協力協定の期間の終了するまでに、交換学生数が相互に同数となることに同意する。
3. 学生の一次選考は、派遣大学が行うものとする。ただし、受入れ大学は、受入れ大学の標準的入学基準を満たさない学生について、入学を不許可とする権利を留保するものとする。
4. 派遣大学は、選考された学生の調査書類を所定の時期までに受入れ大学へ送付するものとする。
5. 各々の受入れ大学は、大学の宿泊施設を希望する学生に対して、可能な範囲において宿泊施設に関する援助と情報を提供するものとする。ただし、当該宿泊施設に関する経費は、入居する学生の責任とする。
6. 受入れ大学は、受入れ交換学生に係る検定料、入学料及び授業料は徴収しないこととし、学生が責任を負うべき料金及び経費について、適宜な方法により学生に通知するものとする。
7. 交換学生は、受入れ大学が用意する授業計画に登録しなければならない。
8. この交換プログラムに参加する学生は、受入れ大学の学位取得を目的とするものではない。
9. 受入れ大学は、学生の留学期間が終わる時、当該大学における交換留学生の履修成績証明書を当該学生の派遣大学へ送付するものとする。
10. 各々の大学は、相手大学において履修した学業成果について評価し、各々の大学における成績評価基準に従って、当該学生に単位を授与することが出来るものとする。
11. この附属文書は、協力協定と同じ期間の間効力を有するものとし、両関係者が合意

した上で、文書により調整されるものとする。この附属文書で補えない事項については、両大学は協力協定に基づき協議するものとする。

岡山大学を代表して

ニューヨーク州立大学ストーニーブルック校を代表して

小坂 二度見 M.D

岡山大学長

岡山にて

年 月 日

シャーリー ストラム ケニー PhD

ニューヨーク州立大学ストーニーブルック校学長

ストーニーブルックにて

年 月 日

産賀 敏彦 M.D

国際交流員会

留学生専門委員会委員長

岡山にて

年 月 日

ローレンス B. マーティン

大学院担当学部長,

国際プログラムディレクター

ストーニーブルックにて

年 月 日